

第31回 年金積立金管理運用独立行政法人契約監視委員会議事概要

1. 日時及び場所

2020年6月10日（水曜日）14:00～16:00

年金積立金管理運用独立行政法人会議室

2. 審議等事項

(1) 報告事項

①契約審査会進捗状況

(2) 審議事項

①2019年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）【契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

②2020年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）【契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

③前回の調達において一者応札・応募となったもの【契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

④新たな随意契約【契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

⑤その他必要な事項【契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

3. 契約監視委員（敬称略）

（2020年6月10日現在）

白鷗大学特任教授・公認会計士（*）

新井 佐恵子

日鉄ケミカル&マテリアル株式会社常任監査役（*）

吉江 純彦

年金積立金管理運用独立行政法人監査委員

堀江 貞之

監査委員

岩村 修二

監査委員

小宮山 榮

（*）は外部有識者（以下「外部委員」という。）

4. 議事概要

（1）報告事項①及び（2）審議事項①～④について法人より説明を行い、質疑を行った。また、（2）⑤その他必要な事項については、契約監視委員によるフリー・ディスカッションが行われた。

審議の結果は以下のとおりとなった。

審議等事項	審議等の結果
(1) ①	法人から、契約審査会における審議案件の契約締結状況について説明があった。
(2) ①	法人から、2019年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）について説明があり、了承された。
②	法人から、2020年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）について説明があり、一部文言修正の上、了承された。
③	法人から、2019年度に調達を実施し、前回調達で一者応札・応募となった契約案件の概要について説明があり、質疑応答を行った。
④	法人から、新たな随意契約となった契約案件の概要について説明があ

	り、質疑応答を行った。
⑤	契約監視委員によるフリー・ディスカッションを行った。

主な質疑及び意見は以下のとおり。

【報告事項① 契約審査会進捗状況】

報告内容	契約審査会における審議案件の契約締結状況についての報告
契約監視委員からの意見等	
法人から、2019年度下期の契約審査会における審議案件の契約締結状況について説明があった。	

【審議事項① 契約監視委員会設置要綱第4条第2号に基づく審議案件】

審議内容	2019年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）
法人から、2019年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画の実施状況に係る自己評価（案）について説明があり、了承された。	

【審議事項② 契約監視委員会設置要綱第4条第1号に基づく審議案件】

審議内容	2020年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2020年度年金積立金管理運用独立行政法人調達等合理化計画（案）について説明があり、一部資料の修正の上了承された。	

【審議事項③ 契約監視委員会設置要綱第4条第3号に基づく審議案件】

審議内容	前回の調達において一者応札・応募となったもの	
審議の結果・契約監視委員からの意見等		
法人から、2019年度に調達を実施し、前回の調達において一者応札・応募となった契約について説明があり、委員からの意見を今後検討することを条件に了承された。		
	契約監視委員からの意見・質問	法人からの回答
	調達不参加の理由が、予算が低いため対応ができないというものがあつたが、その概算所要額を決めたときに何か問題があつたのか。	概算所要額の調査時に、幾つかの一般の企業に加え、今回の契約の相手方である大学等を対象とした。一般企業では人件費も含めて概算所要額を立てるが、大学においては人件費は大学から払われるので、実費の部分ぐらいしか実際にはかからないというところで、この概算所要額が低くなった。
	公告準備段階で相手方の立場に立って考えれば、想像できる範囲だったのでないか。契約数が多いので、事前にいろいろな状況を把握して、それを公告に盛り込むのは難しい	ターゲットを絞りすぎてしまったというところはあるので、調達の担当部署といろいろな相談をしながら、その間口を広げていろいろな意見を聞くように改善してみたい。

ことかもしれないが、事前に把握する仕組みは考えられないか。	
今の点は検討することを前提条件として、当委員会としては了承する。	

【審議事項④ 契約監視委員会設置要綱第4条第4号に基づく審議案件】

審議内容	新たな随意契約
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
法人から、2019年度下期における新たな随意契約について説明があり、質疑応答を行った。	
契約監視委員からの意見・質問	法人からの説明、回答
<p>契約審査会の審議に付さない理由とされた緊急性が当該案件にあったかについて、説明が不十分であり、内容にも疑問がある。契約締結から事後報告に至るまでに2か月半かかっている点も適切とは言えない。当委員会の資料には、これらの点に誤解を与えないように正確な記載が求められる。</p>	<p>「新たな随意契約」に係る資料につき口頭で補足説明する。区分「その他」の4番目の案件（意見書作成委託）は、契約審査会設置要綱第4条ただし書きの「緊急やむを得ない場合」として契約審査会の事前審議を経ずに対応し（契約締結は2020年2月）、規程上「速やかに」事後報告がなされる必要があるところ、2020年4月の契約審査会において行った。</p>
<p>合理化計画案に上記の議論を反映させてはどうか。</p>	<p>合理化計画案については、頂いた御意見に基づいて、修正を検討する。</p>

【審議事項⑤ 契約監視委員会設置要綱第4条第5号に基づく審議案件】

審議内容	その他必要な事項
審議の結果・契約監視委員からの意見等	
<p>契約監視委員によるフリー・ディスカッションで以下の意見が出され、監査委員と事務局において、2019年度の業務概況書の公表後に対応を検討することとした。</p>	
<p>外部委員という立場で GPIF から離れているので、現在、GPIF がどういうことを行っているのかということがなかなか把握できない。特に基本ポートフォリオが変更され、中期計画や中期目標も変えられたタイミングでもあるので、業務全般の説明をいただければありがたい。</p>	

以上

お問い合わせ先

年金積立金管理運用独立行政法人 監査委員会事務室

電話 03-3502-2494